

須賀川市地域防災計画の改正について

1 主な改正点 須賀川市地域防災計画＜本編＞

(1) 「土砂災害危険箇所」に関する取扱いの変更

【一般災害対策計画-第1章-第9節 土砂災害予防対策】

昭和 41 年度以降、土砂災害に対する警戒避難体制の整備等を目的に、調査・公表されてきた「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称とした「土砂災害危険箇所」が、平成 13 年に施行された「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」によって引き継がれ、県が土砂災害の発生のおそれのある箇所を調査（基礎調査）したうえで、「土砂災害警戒区域等」に指定し、令和 3 年度末におおむね完了したことから、令和 6 年度より次のとおり取り扱われることとなった。

○旧土砂災害警戒区域等区分(名称のみ)

危険地区等の名称	
土砂災害警戒区域	土石流
	地すべり
	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流
	地すべり危険箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所



●新土砂災害警戒区域等区分(名称のみ)

危険地区等の名称		
土砂災害 警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流
		地すべり
		急傾斜地の崩壊
	土砂災害特別警戒区域	
	土砂災害のおそれのある箇所	

●新土砂災害警戒区域等区分

危険地区等の名称			定義
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流	土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域
		地すべり	・地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） ・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は、250m）の範囲内の区域
		急傾斜地の崩壊	・傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域内で、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域 （土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域）

	土砂災害のおそれのある箇所	土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む）に被害が生じるおそれがある溪流
		地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
		傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が 5 戸以上（5 戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所

(2) 「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の追加

【一般災害対策計画-第1章-第9節 土砂災害予防対策】

令和元年東日本台風（台風第 19 号）の土砂災害による人的及び人家被害の発生した箇所の約 3 割が土砂災害警戒区域外だったことから、精度の向上が求められ、国において令和 2 年 8 月に土砂災害防止対策基本指針を見直し、高精度な地形情報等を用いて土砂災害のおそれのある箇所の抽出に努めることが明記された。

これを受け、県において令和 3 年から令和 5 年までに高精度な地形情報を用いた抽出作業を行い令和 6 年 6 月 12 日に「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」が公表された。

定義等			須賀川市抽出箇所数
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所 ※高精度な地形情報を用いて新たに抽出された箇所	急傾斜地の崩壊	高さ 5 m 以上、傾斜度が 30 度以上で、建物 1 戸以上に被害が想定される土地の区域	3 7 7
	土石流	2 度以上の縦断勾配が 200m 以上、流域面積が 5 km ² 以下で、建物 1 戸以上に被害が想定される土地の区域	4 5

(3) 防災基本計画（国）の改訂内容及び福島県地域防災計画の修正に伴う整理

追加・修正等を行う項目等は次のとおり。

- ア 大雪が予想される地域に対する広報等
（一般災害対策計画-第1章-第10節-第5）
- イ 緊急通行車両確認証明書の事前交付
（一般災害対策計画-第1章-第12節-第4）
- ウ 避難所施設利用計画の作成
（一般災害対策計画-第1章-第13節-第2-3）
- エ 孤立するおそれのある集落等も考慮した備蓄の確保
（一般災害対策計画-第1章-第15節-第1）
（一般災害対策計画-第2章-第11節-第4-4）
- オ 被災者支援業務迅速化・効率化のためのデジタル技術活用の検討
（一般災害対策計画-第1章-第20節-第2-1-(5)）

- カ 避難情報に関する文言の適正化
（一般災害対策計画-第2章-第11節-第1-1）
- キ 避難情報発令の判断基準に土砂アラートを追加
（一般災害対策計画-第2章-第11節-第1-3）
- ク 避難所開設当初からのパーティション、段ボールベッド等の設置の検討
（一般災害対策計画-第2章-第11節-第4-2-(3)）
- ケ 避難所自主運営組織への地域人材の協力
（一般災害対策計画-第2章-第11節-第4-3-(6)）
- コ 避難所の冬季における防寒対策、夏季における熱中症対策
（一般災害対策計画-第2章-第11節-第4-4）
（原子力災害対策計画 第1章-第3節-第4-2）
- サ 指定避難所以外の被災者への支援
（一般災害対策計画-第2章-第11節-第4-5）
- シ 障がい者の情報入手手段、緊急通報手段の整備の推進
（一般災害対策計画-第2章-第23節-第3）
- ス ボランティア団体との情報共有
（一般災害対策計画-第2章-第24節-第1-2）
- セ 被災者の生活支援
（一般災害対策計画-第2章-第27節-第4）
- ソ 原子力災害対策文言の整理
「防災業務関係者」を「緊急事態応急対策に従事する者」と変更
（原子力災害対策計画 第1章-第5節-第2）

(4) その他

- ア 統計情報や災害被害状況を最新の数値情報へ修正
- イ 災害発生状況等の履歴追加
- ウ 分掌事務の内容修正
- エ その他文言整理等

2 主な改正点 須賀川市地域防災計画＜資料編＞

(1) 「土砂災害危険箇所」の削除に伴う文言の修正

【1. 須賀川市の特徴-【資料1-8】土砂災害のおそれのある箇所】

「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」及び、これら3つを総称した「土砂災害危険箇所」という名称を使用しないこととなったことから、それぞれ「土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む）に被害が生じるおそれがある渓流」「地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所」「傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所」と改める。

(2) 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

【1. 須賀川市の特徴-【資料 1-10】新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所】

令和 6 年 6 月 12 日付けで、当市では 422 か所が公表となったことから次のとおり追加する。なお、数が多いため詳細はホームページ URL を記載する。

【資料 1-9】新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

概要	近年頻発する土砂災害において、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所で発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、福島県において、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、高精度の地形情報等を用いて「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の抽出を令和 3 年度から令和 5 年度にかけて実施した。		
箇所数	急傾斜の崩壊	377	か所
	土石流	45	か所
抽出箇所詳細	福島県ホームページ「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所について」 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045c/arata.html		

(3) 土砂災害警戒区域等の整理

【1. 須賀川市の特徴-【資料 1-7】土砂災害警戒区域】

前回の計画改正以降（令和 5 年 5 月）以降に指定のあった「志茂字日向（令和 6 年 3 月 29 日指定）」について追加する。

(4) 須賀川市防災会議委員名簿

【2. 防災会議関連-【資料 2-1】須賀川市防災会議委員名簿】

令和 6 年 7 月 1 日の委員改選に伴う修正をする。

(5) 災害時における応援協定締結内容の追加・更新等

【4. 広域応援・災害時協定関連-【資料 4-1】から【資料 4-6】まで】

前回の計画改訂以降（令和 5 年 5 月）に関係機関等と災害時応援協定の締結があったものを追加するとともに、掲載内容等を更新する。

(6) 施設閉所等による指定避難所等の整理

【8. 避難関連-【資料 8-1】から【資料 8-3】まで】

指定緊急避難場所から「県立須賀川支援学校校庭」「市立長沼幼稚園広場」「旧長沼高等学校校庭」を削除する。

指定一般避難所から「県立須賀川支援学校体育館」「中央体育館」「旧長沼高等学校体育館」を削除する。

指定福祉避難所から「市保健センター」を削除し「中央体育館」を追加する。

(7) その他

ア 統計情報等最新の情報へ修正

イ 地震情報の種類の更新

ウ 水位観測所情報の更新

エ 掲載資料の見直し（修正・追加）